

訪問看護重要事項説明書

令和 6 年 7 月 1 日 現在

厚生連広島訪問看護ステーション
広島県廿日市市地御前1丁目3-3
TEL:0829-36-3111(代)
FAX:0829-36-3160(直通)

1 訪問看護事業者(法人)の概要

名称	広島県厚生農業協同組合連合会
代表者名	代表理事理事長 豊田 達之
所在地・連絡先	広島県広島市中区大手町3丁目13-18 TEL:082-241-0695 FAX:082-245-0487

2 訪問看護事業所の概要

(1) 事業所名称及び事業所番号

事業所名	厚生連広島訪問看護ステーション
所在地・連絡先	広島県廿日市市地御前1丁目3-3 TEL:0829-36-3111(代) FAX:0829-36-3160(直通)
事業所番号	3462790027
管理者の氏名	槌谷 滋乃

(2) 事業所の職員体制

従事者の職種	人数 (人)	区分		常勤換算後 の人数(人)	職務の内容
		常勤(人)	非常勤(人)		
管 理 者	1	1	0	1	適切な訪問看護の実施管理
訪 問 要 員					
保健師	1	1	0	1	指定訪問看護の提供及び サービス
看護師	5	5	0	5	
理学・作業療法士					
言語聴覚士					

(3) 営業日・営業時間

平日(月～土) 8:30～17:00 ※土曜日は緊急時のみ対応

年間の休日 日曜日・祝日、12月30日～1月3日

* 休日・時間外は、24時間待機体制

(4) 事業の実施地域

事業の実施地域	廿日市市(佐伯地区、宮島地区、吉和地区を除く)
---------	-------------------------

* 上記地域以外でもご希望の方はご相談下さい。

3 事業の目的及び運営方針

1) 事業の目的

この事業は介護保険法及び老人、医療法等の基本理念に基づき、疾病又は負傷などにより要介護状態又は要支援状態になった場合において、その利用者が可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるようその療養生活を支援し、心身の機能の維持、回復を目指すことを目的に当事業所の看護師等が訪問して看護を提供する。

2) 運営方針

訪問看護実施にあたっては、関係市町、地域保健、医療、福祉サービス関連機関との連携をはかり協力と理解のもとに適切な運営をはかるものとする。

4 サービスの内容

(1) 提供するサービス内容について

サービス区分と種類	サービスの内容
訪問看護計画の作成	主治医の指示並びに利用者に係わる居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス(ケアプラン)に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します
訪問看護の提供	訪問看護の内容 1) 病状・障害・全身状態の観察 2) 身体の清潔援助 3) 褥瘡の処置及び予防 4) 食事および排泄などの日常生活の援助 5) 医師の指示による医療処置(経管栄養・導尿・疼痛の管理) 6) ターミナルケア(在宅での看取りも含む) 7) カテーテルなどの管理及び交換 8) 機能訓練及び援助 9) 療養生活や介護方法の指導 10) その他サービス機関との連絡・調整

5 費用

介護保険

(1) 利用料(1割又は2割又は3割負担)

要介護1～5

提供時間 提供時間帯	30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間30分未満
昼間 8:00～18:00	4,808円	8,402円	11,516円
早朝 6:00～8:00	6,003円	10,495円	14,396円
夜間 18:00～22:00			
深夜 22:00～6:00	7,208円	12,599円	17,275円

*提供時間帯は、実際のサービス提供時間でなく、居宅サービス計画に定める時間帯です。

要支援1・2

提供時間帯	提供時間		
	30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間30分未満
昼間 8:00～18:00	4,604円	8,106円	11,128円
早朝 6:00～8:00	5,748円	10,128円	13,906円
夜間 18:00～22:00			
深夜 22:00～6:00	6,901円	12,160円	16,693円

加算される費用

	内 容	利用料
退院時共同指導加算	新規利用者が退院にあたって、訪問看護を受けようとする利用者に対し主治医と訪問看護師が療養上の指導を行った場合	6,126円/1回限り (特別な管理を要する場合は2回)
初回加算	新規に訪問看護計画を作成した利用者に対し、訪問看護を提供した場合	3,573円(退院日) 3,063円/月
緊急時訪問看護加算	利用者の同意を得て、利用者またはその家族に対して、緊急時訪問看護を行う場合。緊急訪問時は上記提供時間ごとの利用料になります。(特別管理加算がある場合早朝・夜間深夜加算あり)	6,126円/月
特別管理加算	特別な管理を必要とする利用者に対して、訪問看護を行う場合。(医療器具をつけておられる方)	2,552円・5,105円/月
長時間訪問看護加算	特別な管理を必要とする利用者に対して、1回の訪問時間が1時間30分を超える訪問看護を行った場合訪問看護の所定サービス費用に加算	3,063円/回
サービス提供体制強化加算	研修などの実施および一定の勤続年数以上の職員が基準以上配置されている。	61円/回
ターミナルケア加算	在宅で死亡した利用者 (在宅で亡くなられる14日以内に2回以上訪問した方)	25,525円/1回限り
複数名訪問加算	利用者の身体的理由により1名による訪問が困難と認められる場合に利用者やその家族に同意を得ている場合	30分未満 2,593円/回 30分以上 4,104円/回
専門管理加算	特定行為研修を受けた者が医師の指示の下、より高度な医療的ケアを提供した場合	2,552円/月
口腔連携強化加算	口腔の健康状態の評価を行い、その結果を利用者の同意を得て歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、評価の結果の情報を行った場合	510円/月
看護体制強化加算 (要支援者)	実利用者の総数のうち、緊急時訪問看護加算を算定した利用者の占める割合が、50/100以上である場合	1,021円/月

* 公費をお持ちの方は基本料金・加算料金が免除になる場合があります

保険対象外(実費)

(2) 交通費

通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して行う(指定訪問看護)に要した交通費は、その実費を頂きます。ただし、自動車を使用した場合は、通常の事業の実施地域を越えた地点から路程1kmあたり33円(税込)を実費としていただきます。

(3) その他

ご遺体の整え 11,000円(税込)
衛生材料費 実費+消費税

医療保険

(1) 利用料

- ① 訪問看護基本療養費
 週3日まで 5,550円/日
 週4日以降 6,550円/日
 外泊中の訪問看護 8,500円(入院中1回/2回)
- ② 訪問看護管理療養費
 月の初回訪問 10,030円/日
 月の2回目以降 3,000円/日
- ③ 訪問看護情報提供療養費 1,500円/月
- ④ 訪問看護ターミナルケア療養費 25,000円
 (ターミナルケアを行った後、24時間以内に在宅以外で死亡した場合も含む)

(2) 加算

24時間対応体制加算	利用者又は家族からの連絡に24時間対応でき緊急時に、訪問看護を行える体制にある	6,800円/月
特別管理加算	特別な管理を必要とする利用者に対して計画的な管理を行い、訪問看護を行った場合	2,500円/月 又は5,000円/月
長時間訪問看護加算	人工呼吸器装着者に対して、90分を越える長時間の訪問看護を行った場合	5,200円(1回/週)
退院支援指導加算	末期の悪性腫瘍や医療器具を使用する利用者に対し、退院日当日に訪問看護を行った場合	6,000円 長時間の場合8,400円
特別管理指導加算	退院時共同指導加算に規定するもので、特別な医療処置がある場合	2,000円 退院時共同支援加算に加算
退院時共同指導加算	退院にあたって訪問看護を受けようとする利用者に対し、医療機関等と訪問看護師が療養上の指導を行った場合	8,000円(2回限度)
在宅患者連携指導加算	医師等が在宅で療養を行っている利用者を訪問して療養上必要な指導助言を行った場合	3,000円(1回/月)
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	利用者の急変に際し、主治医などが利用者を訪問し、関係する医療従事者と共同でカンファレンスを開催し利用者へ指導を行った場合	2,000円(2回/月)
緊急訪問加算	利用者又はその家族等の求めに応じて、その主治医の指示に基づき、訪問看護ステーションの看護師等が緊急に指定訪問看護を実施した場合	2,650円(1回/日)
難病等複数回訪問加算	特定の利用者に対して、1日に2回又は3回以上指定訪問看護を行う場合	4,500円 又は8,000円
専門管理加算	特定行為研修を受けた者が医師の指示の下、より高度な医療的ケアを提供した場合	2,500円/月
複数名訪問看護加算	末期の悪性腫瘍等の場合、特別な管理等を必要とする場合	4,500円 又は3,000円
夜間訪問看護加算(18:00~22:00)	時間外に訪問看護を行った場合	2,100円/回
早朝訪問看護加算(6:00~8:00)	時間外に訪問看護を行った場合	2,100円/回
深夜訪問看護加算(22:00~6:00)	時間外に訪問看護を行った場合	4,200円/回
訪問看護医療DX情報活用加算	オンライン資格確認により利用者の診療情報を取得した上で指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合	50円/月

* 医療保険の割合により自己負担分をお支払いいただきます

* 公費負担医療をお持ちの方は、必ず申し出てください

(3) 保険対象外(実費)

- ①交通費 訪問看護ステーションより1kmあたり 33円(税込)
- ②ご遺体の整え 11,000円(税込)
- ③衛生材料費 実費+消費税
- ④営業日以外の訪問 30分/1,650円(税込)

(4) 利用者負担額お支払方法

当月の利用者負担額の請求書に明細を付して翌月10日前後に利用者等に請求します。利用料は、原則として口座振替にてお支払いいただきます。特別な事情がある場合には、銀行振込み、現金支払いにて翌月月末までにお支払いいただきます。

利用者等から利用者負担額の支払いを受けたときは、領収書を発行いたします。

6 秘密の保持・個人情報の保護

サービス提供する上で知り得た利用者及びそのご家族に関する秘密及び個人情報については、正当な理由なく第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は契約の終了後も継続します。外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとします。ただし、サービス担当者会議等、利用者のサービス向上に係わる会議などにおいて主治医の意見書、居宅サービス計画書等利用者、ご家族の情報を用いることがありますのでご了承願います。

7 緊急時の対応

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに下記の主治医へ連絡を行い指示を求める等、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関の名称	
	氏名	
	所在地	
	電話番号	
緊急連絡先 (家族等)	氏名(利用者との続柄)	
	電話番号	

8 事故発生時の対応

訪問看護の実施にあたって利用者の方の生命・身体・財産に損害を与えた場合は、その損害を賠償します。ただし、自らの責めに帰すべき理由によらない場合は、この限りではありません。

9 サービス内容に関する苦情等相談窓口

1) 当事業所は利用者やそのご家族からの相談窓口を置き、いつでも対応できる体制をとっています。ご相談や苦情がございましたら、下記の相談窓口までお申し出下さい。

[苦情相談窓口]

当事業所相談窓口	窓口責任者 樋谷 滋乃 ご利用時間 8:30~17:00 電話番号 0829-36-3111(代) 相談窓口 厚生連広島訪問看護ステーション 投書箱 JA広島総合病院 1階外来フロア
廿日市市高齢介護課	広島県廿日市市上平良一丁目11番1号 高齢介護課 電話:0829-30-9156
広島県国民健康保険団体連合会	広島市中区東白島町19番49号 介護保険課 電話:082-554-0783

2) 第三者評価の実施状況 無し

10 虐待防止に関する事項

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講じます。

- (1) 指針の整備
- (2) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (3) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (4) その他虐待防止のために必要な措置
- (5) 虐待を防止する対策を検討する委員会の定期的な開催、結果の周知
- (6) これらを担当する担当者の選任

当事業所は、サービス提供中に、当事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

11 身体拘束に関する事項

事業所は、利用者の身体拘束について次のとおりとします。

- (1) 利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行いません。
- (2) 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

12 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保

当事業所は、適切な訪問看護事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されること(ハラスメント)を防止するために次の措置を講じています。

- (1) ハラスメントを防止するための従業員に対する研修の実施
- (2) 相談窓口の設置とその周知

13 感染症の予防及び蔓延の防止のための措置

当事業所は、感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練の実施等に取り組んでいます。

14 業務継続計画(BCP)の策定

当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、業務を継続的に実施、再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練の定期的な開催等に取り組んでいます。

15 オンラインツール等を使用した会議の開催

利用者又はその家族から同意がある場合、サービス担当者会議及び入院中のカンファレンスをテレビ電話装置等(オンラインツール)を活用して行うことができるとします。その際は、個人情報適切に取り扱われるよう留意します。

16 サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービス提供の際、訪問看護職員は次の業務を行うことができませんので、あらかじめご了解ください。
各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い
- (2) 訪問看護職員に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員(又は地域包括支援センター)又は当事業所の担当者へご連絡下さい。

『訪問看護重要事項説明書』に基づいて、厚生連広島訪問看護ステーション重要事項説明書

の説明を行いました。

年 月 日

所在地	廿日市市地御前1丁目3-3	
事業者名	厚生連広島訪問看護ステーション	
管理者名	樋谷 滋乃	印
説明者名		印

上記の重要事項についての説明と交付を受け同意しました。

年 月 日

利用者	住所	
	氏名	印

家族	住所	
	氏名	(続柄) 印

代理人	住所	
	氏名	印

(様式1)

<介護保険>

(1)利用料(1割又は2割又は3割負担)

要介護1～5

提供時間 提供時間帯	30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間30分 未満
昼間 8:00～18:00	4,808円	8,402円	11,516円
早朝 6:00～8:00	6,003円	10,495円	14,396円
夜間 18:00～22:00			
深夜 22:00～6:00	7,208円	12,599円	17,275円

*提供時間帯は、実際のサービス提供時間でなく、居宅サービス計画に定める時間帯です。

要支援1・2

提供時間 提供時間帯	30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間30分 未満
昼間 8:00～18:00	4,604円	8,106円	11,128円
早朝 6:00～8:00	5,748円	10,128円	13,906円
夜間 18:00～22:00			
深夜 22:00～6:00	6,901円	12,160円	16,693円

*提供時間帯は、実際のサービス提供時間でなく、居宅サービス計画に定める時間帯です。

加算される費用

	内容	利用料
退院時共同指導加算	新規利用者が退院にあたって、訪問看護を受けようとする利用者に対し主治医と訪問看護師が療養上の指導を行った場合	6,126円/1回限り (特別な管理を要する場合は2回)
初回加算	新規に訪問看護計画を作成した利用者に対し、訪問看護を提供した場合	3,573円(退院日) 3,063円/月
緊急時訪問看護加算	利用者の同意を得て、利用者またはその家族に対して、緊急時訪問看護を行う場合。 緊急訪問時は上記提供時間ごとの利用料になります。 (特別管理加算がある場合早朝・夜間深夜加算あり)	6,126円/月
特別管理加算	特別な管理を必要とする利用者に対して、訪問看護を行う場合。(医療器具をつけておられる方)	2,552円・5,105円/月
長時間訪問看護加算	特別な管理を必要とする利用者に対して、1回の訪問時間が1時間30分を超える訪問看護を行った場合 訪問看護の所定サービス費用に加算	3,063円/回
サービス提供体制強化加算	研修などの実施および一定の勤続年数以上の職員が基準以上配置されている。	61円/回
ターミナルケア加算	在宅で死亡した利用者 (在宅で亡くなられる14日以内に2回以上訪問した方)	25,525円/1回限り

複数名訪問加算	利用者の身体的理由により1名による訪問が困難と認められる場合に利用者やその家族に同意を得ている場合	30分未満 2,593円/回
		30分以上 4,104円/回
専門管理加算	特定行為研修を受けた者が医師の指示の下、より高度な医療的ケアを提供した場合	2,552円/月
口腔連携強化加算	口腔の健康状態の評価を行い、その結果を利用者の同意を得て歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、評価の結果の情報を行った場合	510円/月
看護体制強化加算 (要支援者)	実利用者の総数のうち、緊急時訪問看護加算を算定した利用者の占める割合が、50/100以上である場合	1,021円/月

* 公費をお持ちの方は基本料金・加算料金が免除になる場合があります

保険対象外（実費）

(2) 交通費

通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して行う(指定訪問看護)に要した交通費は、その実費を頂きます。ただし、自動車を使用した場合は、通常の事業の実施地域を越えた地点から路程1kmあたり33円(税込)を実費としていただきます。

(3) その他

ご遺体の整え	11,000円(税込)
衛生材料費	実費+消費税

(様式2)

<医療保険>

(1)利用料

①訪問看護基本療養費

週3日まで	5,550円/日
週4日以降	6,550円/日
外泊中の訪問看護	8,500円(入院中1回/2回)

②訪問看護管理療養費

月の初回訪問	10,030円/日
月の2回目以降	3,000円/日

③訪問看護情報提供療養費

1,500円/月

④訪問看護ターミナルケア療養費

25,000円

(ターミナルケアを行った後、24時間以内に在宅以外で死亡した場合も含む)

(2)加算

24時間対応体制加算	利用者又は家族からの連絡に24時間対応でき緊急時に、訪問看護を行える体制にある	6,400円/月
特別管理加算	特別な管理を必要とする利用者に対して計画的な管理を行い、訪問看護を行った場合	2,500円/月 又は 5,000円/月
長時間訪問看護加算	人工呼吸器装着者に対して、90分を越える長時間の訪問看護を行った場合	5,200円(1回/週)
退院支援指導加算	末期の悪性腫瘍や医療器具を使用する利用者に対し、退院日当日に訪問看護を行った場合	6,000円 長時間の場合8,400円
特別管理指導加算	退院時共同指導加算に規定するもので、特別な医療処置がある場合	2,000円 退院時共同支援加算に加算
退院時共同指導加算	退院にあたって訪問看護を受けようとする利用者に対し、主治医と訪問看護師が療養上の指導を行った場合	8,000円(2回限度)
在宅患者連携指導加算	医師等が在宅で療養を行っている利用者を訪問して療養上必要な指導助言を行った場合	3,000円(1回/月)
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	利用者の急変に際し、主治医などが利用者を訪し、関係する医療従事者と共同でカンファレンスを開催し利用者へ指導を行った場合	2,000円(2回/月)
緊急訪問加算	利用者又はその家族等の求めに応じて、その主治医の指示に基づき、訪問看護ステーションの看護師等が緊急に指定訪問看護を実施した場合	2,650円(1回/日)
難病等複数回訪問加算	特定の利用者に対して、1日に2回又は3回以上指定訪問看護を行う場合	4,500円 又は8,000円
専門管理加算	特定行為研修を受けた者が医師の指示の下、より高度な医療的ケアを提供した場合	2,500円/月
複数名訪問看護加算	末期の悪性腫瘍等の場合、特別な管理等を必要とする場合	4,500円又は3,000円
夜間訪問看護加算(18:00~22:00)	時間外に訪問看護を行った場合	2,100円/回
早朝訪問看護加算(6:00~8:00)	時間外に訪問看護を行った場合	2,100円/回
深夜訪問看護加算(22:00~6:00)	時間外に訪問看護を行った場合	4,200円/回

訪問看護医療DX情報 活用加算	オンライン資格確認により利用者の診療情報を取得した 上で指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行っ た場合	50円／月
--------------------	--	-------

* 医療保険の割合により自己負担分をお支払いいただきます

* 公費負担医療をお持ちの方は、必ず申し出てください

(3) 保険対象外(実費)

① 交通費

訪問看護ステーションより 1kmあたり33円(税込)

② ご遺体の整え 11,000円(税込)

③ 衛生材料費 実費+消費税

④ 営業日以外の訪問 30分／1,650円(税込)